

令和 7 年 12 月 16 日付け公告の内容

このたび、福山市駅家町の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業 砂池地区）の事業計画変更にあたり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 88 条第 1 項の規定により公告する事項について福山市長と協議したいので、法第 88 条第 6 項において準用する法第 87 条の 2 第 8 項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業計画変更の概要書を次により縦覧に供するので、意見のある者は令和 8 年 1 月 5 日までに広島県知事へ意見書を提出されたい。